

## 山形市野草園 博物館実習生申込要項

### 1 趣旨

山形市野草園では、学芸員を目指す学生に対して、実習を通じ学芸員として必要となる知識、技術等の基礎・基本を習得してもらい学芸員としての人材育成と当園に対する理解を深めていただくため、将来学芸員をめざす学生に博物館実習の機会を提供します。

### 2 実習対象者

実習対象者は、以下の条件をすべて満たす者としします。

- (1) 博物館に関する科目のうち、博物館実習以外のすべての科目の単位を実習開始までに取得済みもしくは取得見込みであり、大学が適当と認めた者。
- (2) 実習の実施期間の全日程に参加可能な者。
- (3) 十分な意欲・熱意を持ち、積極的に実習に取り組むことができる者。

### 3 受入定員

3名程度

### 4 実習期間

平成29年8月22日（火）から平成29年8月27日（日）の6日間  
午前10時から午後4時まで

### 5 実習内容

施設・事業概要等の説明、施設等の見学、植物管理業務体験、料金所業務体験、自然学習センター実習ほか

### 6 申込手続（仮申込）

- (1) 仮申込【平成29年2月1日（水）～平成29年5月31日（水）】

実習を希望する学生は、当園の実習担当者に事前に電話で連絡のうえ、博物館実習仮申込書（様式1）をFAX又はEメールにて提出してください。

- (2) 仮受付【平成29年6月1日（木）～平成29年6月7日（水）】

受入れ可能な場合、当園から改めて連絡します。

（先着により、仮申込者が定員を超えた場合は、受付できません。）

(3) 申込書提出【平成29年6月16日（金）まで】

仮受付の連絡を受けた方は、大学名で「博物館実習申込書」（様式2）により、申込みをしてください。

(4) 受入決定通知【平成29年6月30日（金）まで】

当園から大学へ受入承諾書（様式3）を送付します。

7 留意事項

- (1) 実習期間中、実習生として不適切な行動（やむを得ない理由のない遅刻・早退・欠席、及び不真面目な実習態度等）があった場合、実習を取り消すことがあります。
- (2) 交通費、その他必要な経費は学生の負担とします。
- (3) 実習に際し、参加費は不要です。
- (4) 実習期間中は、園の就業規則及びこれに基づく諸規定に従ってください。
- (5) 実習中、実習生が被った事故及び災害等については業務の内外を問わず、当園は一切責任をおいしません。実習生又は大学側にて必要な保険に加入してください。
- (6) 服装及び言動は、公共施設での実習であるということを念頭に特に留意すること。
- (7) 実習中に知り得た職務上の秘密、個人情報に属する事項については実習終了後も守秘すること。
- (8) 実習開始にあたっては、上記等についての誓約書（様式4）を提出していただきます。

8 問合せ

博物館相当施設 山形市野草園

〒990-2406 山形県山形市大字神尾 832 番地の3

T e l    0 2 3 ( 6 3 4 ) 4 1 2 0

F a x    0 2 3 ( 6 3 4 ) 4 1 2 1

Eメール   i n f o @ y a s o u e n . j p